

改正案	現行
<p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）</p> <p>第三十条 法第八十六条第一項の主務省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。</p> <p>一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）</p> <p>二 法人の代表権を有する者又は法人の代表権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権</p> <p>三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万</p>	<p>（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）</p> <p>第三十条 （同上）</p> <p>一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）</p> <p>二 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権</p> <p>三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たな</p>

円に満たないものに限る。)をした場合(当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。次条及び別表第四において同じ。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(取得等の制限の適用除外)

第三十一条 法第八十六条第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 金融商品取引業者が業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合(金融商品取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。)

いものに限る。)をした場合(当該株式会社商品取引所が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。別表第四において同じ。)(又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。別表第四において同じ。))に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権(法第八十六条第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(取得等の制限の適用除外)

第三十一条 (同上)

一・二 (略)

三 証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。)を営む者が業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合(証券取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。)

四 証券金融会社（金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）が同法第五百六条の二十四第一項に規定する業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第五十五条の九 法第三百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 （略）

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等

（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この号及び第六十条の二において同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（計算書類に関する事項）

第五十九条の十二 法第四百四十四条の十第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

四 証券取引法百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者が当該業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第五十五条の九 （同上）

一 （略）

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等

（会社法施行規則第二条第三項第十五号に規定する公開買付け等をいう。以下この号において同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

（計算書類に関する事項）

第五十九条の十二 （同上）

<p>一・二 (略)</p> <p>三 吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社<u>が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき</u> その旨</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(新設合併消滅株式会社商品取引所の事前開示事項) 第五十九条の十四 法第四百四十四条の十二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、法第四百四十三条第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め^{の相当性に関する事項}</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格)</p> <p>第六十条の二 法第五十条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</p>	
<p>一・二 (略)</p> <p>三 吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社<u>が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき</u> その旨</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>(新設合併消滅株式会社商品取引所の事前開示事項) 第五十九条の十四 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が新株予約権を発行しているときは、法第四百四十三条第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め^(当該事項についての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権の数及び金銭の額を零と定めた場合における当該定めを含む。)の相当性に関する事項</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格)</p> <p>第六十条の二 (同上)</p>	

当該各号に定める額をもって法第百五十条において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ (略)

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本)

第六十条の五 吸収合併（法第百四十条の吸収合併をいう。以下第六十条の七までにおいて同じ。）に際して吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産（以下「吸収合併対価」という。）の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合（次条の規定を適用する場合を除く。）には、吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 (同上)

イ (略)

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等（証券取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

(時価で評価する場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本)

第六十条の五 吸収合併（法第百四十条の吸収合併をいう。以下第六十条の七までにおいて同じ。）により吸収合併存続会員商品取引所が承継する財産（以下「吸収合併対象財産」という。）の全部の取得原価を吸収合併に際して吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産（以下「吸収合併対価」という。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合において、吸収合併存続会員商品取引所の次の各

- 一 吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の出資金の額（以下「吸収合併後出資金額」という。）次に掲げる額の合計額
- イ （略）
- ロ 吸収合併会員資本変動額が零以上の額であるときは、当該吸収合併会員資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額（当該吸収合併会員資本変動額が零未満である場合にあつては、零）
- 二 吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の加入金の額（以下「吸収合併後加入金額」という。）次に掲げる額の合計額
- イ （略）
- ロ 吸収合併会員資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額
- 三 吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の資本剰余金の額（以下「吸収合併後資本剰余金額」という。）イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額
- イ （略）
- ロ 吸収合併会員資本変動額
- ハ （略）
- 四 （略）
- 五 吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の利益

- 号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
- 一 （同上）
- イ （略）
- ロ 吸収合併対価時価（吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併再編対価の価額をいう。吸収合併存続会員商品取引所の出資に係るものに限る。以下この条において同じ。）の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額
- 二 （同上）
- イ （略）
- ロ 吸収合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額
- 三 （同上）
- イ （略）
- ロ 吸収合併対価時価
- ハ （略）
- 四 （略）
- 五 吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の利益剰

剰余金の額（以下「吸収合併後利益剰余金額」という。）次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の利益剰余金の額（以下「吸収合併直前利益剰余金額」という。）

ロ 吸収合併会員資本変動額が零未満であるときは、吸収合併会員資本変動額

2 前項に規定する「吸収合併会員資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 吸収合併存続会員商品取引所が承継する財産（以下「吸収合併対象財産」という。）の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合 吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の価額（吸収合併存続会員商品取引所の出資に係るものに限る。）

二 前号の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 吸収合併対象純資産額（吸収合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から吸収合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額をいう。）

ロ 吸収合併存続会員商品取引所における吸収合併直前の吸収合併対価の帳簿価額（吸収合併存続会

剰余金の額（以下「吸収合併後利益剰余金額」という。）
イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員商品取引所の利益剰余金の額（以下「吸収合併直前利益剰余金額」という。）

2 前項に規定する場合において、吸収合併に係る費用があるときは、当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

員商品取引所の出資以外に吸収合併対価が存しない場合にあつては、零)

(出資金等も引き継ぐ場合等)における会員資本)
第六十条の六 吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後出資金額 次に掲げる額の合計額
イ (略)
- ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金の額(吸収合併対価が存しない場合にあつては、零)
- 二 吸収合併後加入金額 次に掲げる額の合計額
イ (略)
- ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の加入金の額(吸収合併対価が存しない場合にあつては、零)
- 三 吸収合併後資本剰余金額 次に掲げる額の合計額
イ (略)

(出資金等も引き継ぐ場合)における会員資本)
第六十条の六 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金についても吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算すべきときは、吸収合併後の吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。

- 一 (同上)
イ (略)
- ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金の額
- 二 (同上)
イ (略)
- ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の加入金の額
- 三 (同上)
イ (略)

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金の額、加入金の額及び資本剰余金の額の合計額）

四 吸収合併後法定準備金額 次に掲げる額の合計額

イ（略）

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、零）

五 吸収合併後利益剰余金額 次に掲げる額の合計額

イ（略）

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額（吸収合併対価が存しない場合にあつては、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額及び利益剰余金の額の合計額）

2 |

前項に規定する「吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

一 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額

四（同上）

イ（略）

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額

五（同上）

イ（略）

ロ 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額

（新設）

- 二 次に掲げるいずれかの場合であること。
 - イ 吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合
 - ロ 吸収合併対価が存しない場合
- 三 次に掲げるいずれかの場合であること。
 - イ 前項の規定に従って計算すべき場合
 - ロ イに掲げる場合のほか、前条第二項第二号に掲げる場合において、吸収合併存続会員商品取引所がこの条の規定を適用するものと定めたとき。

第六十条の七 削除

(その他の場合における会員資本)

第六十条の七 前二条の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合において、吸収合併存続会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- 一 吸収合併後出資金額 次に掲げる額の合計額
 - イ 吸収合併直前出資金額
 - ロ 会員払込出資変動額 (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額(当該額が零未満である場合にあっては、零)をいう。以下この条において同じ。

(1) 吸収合併対象純資産額(吸収合併対象財産(資産に限る。)に付すべき価額から吸収合併対象財産(負債に限る。)に付すべき価額を減じて得た額をいう。)

	<p>(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併する場合の法務省令の適用)</p> <p>第六十条の八 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における会社計算規則第二編第</p>
<p>(2) 吸収合併存続会員商品取引所における吸収合併直前の吸収合併対価の帳簿価額(吸収合併存続会員商品取引所の出資以外の吸収合併対価が存しない場合にあつては、零)</p> <p>二 吸収合併後加入金額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併直前加入金額</p> <p>ロ 会員払込出資変動額が零以上の額であるときは、当該会員払込出資変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)</p> <p>三 吸収合併後資本剰余金額 イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額</p> <p>イ 吸収合併直前資本剰余金額</p> <p>ロ 会員払込出資変動額</p> <p>ハ 第一号ロ及び前号ロに掲げる額の合計額</p> <p>四 吸収合併後法定準備金額 吸収合併直前法定準備金額</p> <p>五 吸収合併後利益剰余金額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併直前利益剰余金額</p> <p>ロ 吸収合併対象純資産額が零未満であるときは、吸収合併対象純資産額</p>	<p>(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併する場合の法務省令の適用)</p> <p>第六十条の八 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における会社計算規則第二編第二章</p>

第二章第二節第一款及び第二款並びに第三章第四節第一款の規定の適用については、同規則第五十九条中「吸収合併の直前の資本金、資本剰余金及び利益剰余金」とあるのは「吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金」と、「資本金の額」とあるのは「出資金の額」と、「資本準備金の額」とあるのは「加入金の額」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金の額」と、「利益準備金の額」とあるのは「法定準備金の額」と、「その他利益剰余金の額」とあるのは「利益剰余金の額」とする。

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本)

第六十条の九 新設合併（法第四百四十一条の新設合併をいう。以下第六十条の十一までにおいて同じ。）により新設合併設立会員商品取引所が承継する財産（以下「新設合併対象財産」という。）（新設合併取得会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所のうち、一の会員商品取引所の有する財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員商品取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会員商品取引所をいう。以下同じ。）の財産を除く。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を新設合併対価（新設合併に際して新設合併設立会員商品取引所が新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この条において同じ。）

第二節第一款及び第二款並びに第三章第四節第一款の規定の適用については、同規則第六十一条第一項中「吸収合併の直前の資本金、資本剰余金及び利益剰余金」とあるのは「吸収合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金」と、「資本金の額」とあるのは「出資金の額」と、「資本準備金の額」とあるのは「加入金の額」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金の額」と、「利益準備金の額」とあるのは「法定準備金の額」と、「その他利益剰余金の額」とあるのは「利益剰余金の額」とする。

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本)

第六十条の九 (同上)

）の時価その他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合において、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併契約により次項の規定によるものと定めるときは、この限りでない。

- 一 新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金の額（以下「設立時出資金額」という。）新設合併会員払込出資金額（次に掲げる額の合計額をいう。以下この項において同じ。）（当該新設合併会員払込出資金額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
- イ 新設合併対象純資産額（新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額（新設合併取得会員商品取引所から承継するものに係るものに限る。）をいう。）

- ロ 新設合併対価時価（新設合併対価の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の時価をいう。以下この条において同じ。）（新設合併設立会員商品取引所の出資に係るものであつて、新設合併取得会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付するものに限る。）

- 一 新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金の額（以下「設立時出資金額」という。）次に掲げる額の合計額

- イ 新設合併対象純資産額（新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額（新設合併取得会員商品取引所から承継するものに係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）（当該額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）
- ロ 新設合併対価時価（新設合併対価の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の時価をいう。以下この条において同じ。）（新設合併設立会員商品取引所の出資に係るものであつて、新設合併取得会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付するものに限る。以下この項にお

二 新設合併設立会員商品取引所の設立時の加入金の額（以下「設立時加入金額」という。） 新設合併会員払込出資額（当該新設合併会員払込出資額が零未満である場合にあつては、零）から設立時出資金額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

三 新設合併設立会員商品取引所の設立時の資本剰余金の額（以下「設立時資本剰余金額」という。） 新設合併会員払込出資額（当該新設合併会員払込出資額が零未満である場合にあつては、零）から設立時出資金額及び設立時加入金額の合計額を減じて得た額

四 （略）
五 新設合併設立会員商品取引所の設立時の利益剰余金の額（以下「設立時利益剰余金額」という。） 零（新設合併会員払込出資額が零未満であるときは、当該新設合併会員払込出資額）

いて同じ。）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

二 新設合併設立会員商品取引所の設立時の加入金の額（以下「設立時加入金額」という。） イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）

イ 新設合併対象純資産額（当該新設合併対象純資産額が零未満である場合にあつては、零）

ロ 新設合併対価時価

ハ 設立時出資金額

三 新設合併設立会員商品取引所の設立時の資本剰余金の額（以下「設立時資本剰余金額」という。） イ及びロに掲げる額の合計額からハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 新設合併対象純資産額（当該新設合併対象純資産額が零未満である場合にあつては、零）

ロ 新設合併対価時価

ハ 設立時出資金額

ニ 設立時加入金額

四 （略）
五 新設合併設立会員商品取引所の設立時の利益剰余金の額（以下「設立時利益剰余金額」という。） 零（新設合併対象純資産額が零未満であるときは、当該新設合併対象純資産額）

2 (略)
(削る)

(出資金等も引き継ぐ場合等における会員資本)
第六十条の十 新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき全部の新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合には、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時出資金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の出資金の額の合計額 (新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所 (新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この条において同じ。) がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所 (非対価交付消滅会員商品取引所を除く。) の出資金の額の合計額

2 (略)
3 |

前二項に規定する場合において、新設合併に係る費用があるときは、当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきものをも新設合併対価として考慮するものとする。

(出資金等も引き継ぐ場合における会員資本)

第六十条の十 新設合併対象財産に全部の新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金についても全部の新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐべきときは、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 設立時出資金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の出資金の額の合計額

二 設立時加入金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の加入金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所（非対価交付消滅会員商品取引所を除く。）の加入金の額の合計額）

三 設立時資本剰余金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額並びに各非対価交付消滅会員商品取引所の出資金及び加入金の額の合計額）

四 設立時法定準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所（非対価交付消滅会員商品取引所を除く。）の法定準備金の額の合計額）

五 設立時利益剰余金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額の合計額（新設合併消滅会員商品取引所のうちに非対価交付消滅会員商品取引所がある場合にあつては、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額及び各非対価交付消滅会員商品取引所の法定準備金の額の合計額）

二 設立時加入金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の加入金の額の合計額

三 設立時資本剰余金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の資本剰余金の額の合計額

四 設立時法定準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の法定準備金の額の合計額

五 設立時利益剰余金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の利益剰余金の額の合計額

前項に規定する「新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金につき全部の新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金を引き継ぐものとして計算することが適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- 一 新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。
- 二 新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員商品取引所の出資である場合であること。
- 三 次に掲げるいずれかの場合であること。
 - イ 前項の規定に従って計算すべき場合
 - ロ イに掲げる場合のほか、第六十条の九の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合において、新設合併消滅会員商品取引所がこの条の規定を適用するものと定めるとき。

(新設)

(その他の場合における会員資本)
第六十条の十一 第六十条の九の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は当該各号に定める額とする。ただし、前条の規定を適用する場合は、この

(その他の場合における会員資本)
第六十条の十一 前二条の規定を適用することにより会員資本を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設合併設立会員商品取引所の次の各号に掲げる額は当該各号に定める額とする。

<p>限りでない。</p> <p>一 設立時出資金額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 非会員資本承継消滅会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員商品取引所及び会員資本承継消滅会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この条において同じ。）の新設合併対象純資産額（新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）（当該新設合併対象純資産額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）</p> <p>二 〓五 (略)</p>	<p>(広告類似行為)</p> <p>第百条の二 法第二百十三条の二各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書便の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号</p>
<p>一 (同上)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 非会員資本承継消滅会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員商品取引所又は会員資本承継消滅会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所をいう。以下この条において同じ。）の新設合併対象純資産額（新設合併対象財産（資産に限る。）に付すべき価額から新設合併対象財産（負債に限る。）に付すべき価額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）（当該新設合併対象純資産額が零未満である場合にあつては、零）の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額（零以上の額に限る。）</p> <p>二 〓五 (略)</p>	<p>(新設)</p>

（第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 商品市場の分析及び評価に関する資料であつて、受託契約（法第二百十四条第二号に規定する受託契約をいう。以下同じ。）の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 受託契約の名称又は通称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品取引員の商号又は通称

ハ 商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なら

ない大ききさで表示されているものに限る。)

二 法第二百七条第一項に規定する書面の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他第百条の六で定める事項について、著しく事実と相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。)、有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条の有線ラジオ放送をいう。)の業務を行う者、電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。)の業務を行う者の放送設備により放送させる方法、商品取引員又は当該商品取引員が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法及び常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品取引員の商号

ロ 商品取引員である旨

ハ 商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨（音声により放送する方法を除き、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるい大きい大きさで表示されているものに限る。）

二 法第二百七条第一項に規定する書面の内容を十分に読むべき旨

（商品取引受託業務の内容についての広告等の表示方法）

第百条の三 商品取引員がその行う商品取引受託業務の内容について広告又は前条に規定する行為（以下この条において「広告等」という。）をするときは、法第二百三条の二第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 商品取引員がその行う商品取引受託業務の内容について広告等をするときは、令第十条の二第四号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異なるい大きい大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第百条の四 令第十条の二第一号に規定する主務省令で

（新設）

（新設）

定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、受託契約に関して顧客が支払うべき対価（受渡しに係る価額、法第二条第八項第四号に規定する取引の対価の額及び取引証拠金等（法第二百七十七条第一項第一号に規定する取引証拠金等をいう。以下同じ。）の額を除く。この条及び第百条の六において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該受託契約に基づく取引の額（令第十条の二第三号に規定する取引の額をいう。）に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（新設）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事実）
第百条の五 令第十条の二第五号に規定する主務省令で定める事項は、当該商品取引員が商品先物取引協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該商品先物取引協会の名称とする。

（新設）

（誇大広告をしてはならない事項）
第百条の六 法第二百十三条の二第二項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

- 一 受託契約の解除に関する事項
- 二 受託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又

は利益の保証に関する事項

三 受託契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む）に関する事項

四 受託契約に係る商品市場に関する事項

五 商品取引員の資力又は信用に関する事項

六 商品取引員の商品取引受託業務の実績に関する事項

七 受託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

（顧客の指示を受けるべき事項）

第一百一条 法第二十四号第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 取引をする日時又は受託契約の有効期間

（適用除外行為）

第一百二条 法第二十四号第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二 （略）

三 委託者の計算による商品市場における取引であつて、委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生した場合において、委託者から前条第一号から第五号

（顧客の指示を受けるべき事項）

第一百一条 （同上）

一～六 （略）

七 取引をする日時又は受託契約（法第二百七条第一項に規定する受託契約をいう。以下同じ。）の有効期間

（適用除外行為）

第一百二条 （同上）

一～二 （略）

（新設）

まで及び第七号に掲げる事項のうち指示がないものについては、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により、当該取引のすべてに係る決済を転売又は買戻により結了させることを内容とする契約を書面により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等の委託を受ける行為

2・3 (略)

(禁止行為)

第百三条 法第二百四十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 商品市場における取引等の委託につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供すること(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む)。

六・七 (略)

八 商品市場における取引等の委託につき、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

九 (略)

(事故の確認を要しない場合)

第百三条の二 法第二百四十四条の二第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

2・3 (略)

(禁止行為)

第百三条 (同上)

一 四 (略)

五 商品市場における取引等の委託につき、顧客に対し、特別の利益を提供することを約して勧誘すること。

六・七 (略)

八 商品市場における取引等の委託につき、虚偽の表示をし又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

九 (略)

(新設)

-
- 二 裁判所の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合
- 三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
- 四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あつせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあつせんによる和解が成立している場合
- 五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合
- 六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合
- 七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品取引受託業務に係る紛争が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合
-

八| 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ| 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。

ロ| 当該和解の成立により商品取引員が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理をする場合にあつては、司法書士法第三条第一号第七号に規定する額）を超えないこと。

ハ| ロの支払が事故（法第二百十四条の二第三項に規定する事故をいう。以下この条から第百三条の四までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品取引員に交付されていること。

九| 商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が第百十二条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十| 商品取引員の代表者等が第百十二条第三号及び第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2| 前項第九号の利益は、第一百十二条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3| 商品取引員は、第一項第四号（商品先物取引協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあつせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百十四条の二第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第一百三条の四各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあつては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

（事故の確認申請手続）

第一百三条の三 法第二百十四条の二第五項の確認を受けようとする者は、同項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を受けようとする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあつては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

（新設）

(確認申請書の記載事項)

第三百三条の四 法第二百十四条の二第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品取引員の商号

二 事故の発生した本店、支店又は営業所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に関係した代表者等の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

ハ 事故の概要

ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第三百三条の五 法第二百十四条の二第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第二百十四条の二第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(新設)

(新設)

(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)

第四百四条 法第二百一十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 五 (略)

六 相場の変動によつて追加的に預託する取引証拠金等が生じる場合があること

七 (略)

八 (略)

九 法第二百一十四条の二第一項及び第三項に関する事項

十 十八 (略)

2 法第二百一十七条第一項の書面には、日本工業規格Z八

三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。ただし、次に掲げる事項にあつては、枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する

十四ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載しなければならない。

一 三 (略)

四 前項第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項

(専門知識及び経験を有する顧客)

第一百七七条 法第二百一十八条第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 法第三百四十九条第二項に規定する店頭商品先物取引業者

(受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等)

第四百四条 (同上)

一 五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

(新設)

八 十六 (略)

2 (同上)

(専門知識及び経験を有する顧客)

第一百七七条 (同上)

一 (略)

四 前項第七号及び第十一号に掲げる事項

三 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家

四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。）であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第三十五条に規定する商品投資販売業者である者

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

六・七 （略）

（取引証拠金等の受領に係る書面の交付）

第一百十條の二 法第二百十條の二第一項の主務省令で規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該商品取引員の商号

二 顧客が当該商品取引員に連絡する方法

三 顧客の氏名又は名称

四 当該商品取引員が取引証拠金等を受領した日付

五 取引証拠金等の金銭又は充用有価証券等（法第百三条第五項（法第百七十九条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により取引証拠金に充てられている有価証券及び倉荷証券をいう。）の別並びに当該取引証拠金等が充用有価証券等であるときは、その種類（有価証券にあつては銘柄）、数量及び充

二 証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家
（新設）

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者

四・五 （略）

（新設）

用価格

2| 前項の書類には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3| 第一項の規定は、法第二百二十条の二第一項の規定による取引証拠金等の受領が、金融機関を介しての受領であり、顧客から書面による同意が得られた場合にあつては、適用しない。

4| 第四十一条第三項から第七項までの規定は、前項の書面による同意について準用する。

(商品取引責任準備金の積立て)

第百十一条 法第二百二十一条第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからチまでに掲げる金額の合計額

イ 各事業年度における法第二条第八項第一号に規定する取引(自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率(当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故率(第百十二条に規定する事故をいう。))による支払額(商品取引員が、専門知識及び経験を有する者(第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。))から商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下この条において同じ。))の委託を受けられる場合並びに電子情報処理組織(商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機

(商品取引責任準備金の積立て)

第百十一条 法第二百二十一条第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイ、ロ、ハ及びニに掲げる金額の合計額

イ 各事業年度における法第二条第八項第一号に規定する取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の十万分の三に相当する金額(既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額(法第二百二十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。))が千円に満たない場合には、当該相当する金額に、千円から当該商品取引責任準備金の金額、ロ、ハ及びニに掲げる金額を控除した金額を十万分の六で除して計算した金額(当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度

(入出力装置を含む。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。)の合計額の、法第二十八条第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額(自己の計算による取引並びに商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額(既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額(法第二十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。))が千円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千円から当該商品取引責任準備金の金額及び口から千までに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額(当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額以下この号において同じ。)に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額)

の当該取引金額)の十万分の三に相当する金額を加算した金額)

ロ 各事業年度における法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引及びへに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ハ 各事業年度における法第二条第八項第三号に規定する取引（自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。）の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ニ 各事業年度における法第二条第八項第四号に規定する取引（自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ホ 各事業年度における法第二条第八項第一号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ヘ 各事業年度における法第二条第八項第二号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ロ 各事業年度における法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の取引金額の十万分の一に相当する金額

ハ 各事業年度における法第二条第八項第三号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の取引金額の十万分の一に相当する金額

ニ 各事業年度における法第二条第八項第四号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額

（新設）

（新設）

ト 各事業年度における法第二条第八項第三号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

チ 各事業年度における法第二条第八項第四号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額

二 次のイからチまでに掲げる金額の合計額と千万円とのいずれか大きい金額からりに掲げる金額を控除した金額

イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ロ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引及びへに掲

（新設）

二 次のイ、ロ、ハ及びニに掲げる金額の合計額と千万円とのいずれか大きい金額からホに掲げる金額を控除した金額

イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第一号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうちに一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ロ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第二号に規定する取引（自己の計算による取引を除く。）

（新設）

げる取引を除く。)の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ハ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第三号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ニ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第四号に規定する取引(自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。)の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の六・二五に相当する金額

ホ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第一号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百分の二に相当する金額

ヘ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第二号に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委

の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ハ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第三号に規定する取引(自己の計算による取引を除く。)の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額

ニ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第四号に規定する取引(自己の計算による取引を除く。)の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の六・二五に相当する金額

(新設)

(新設)

託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して
勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受
ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度に
おける当該合計額の百万分の二に相当する金額

ト 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内
に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第三号
に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及
び経験を有する者から商品市場における取引等の委
託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して
勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受
ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度に
おける当該合計額の百万分の二に相当する金額

チ 各事業年度及び当該事業年度開始の前二年内
に開始した各事業年度のうち法第二条第八項第四号
に規定する取引のうち、商品取引員が、専門知識及
び経験を有する者から商品市場における取引等の委
託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して
勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受
ける場合の対価の額の合計額の最も高い事業年度に
おける当該合計額の百万分の二に相当する金額

リ 既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額
前項の場合において、法第九十条の許可（更新に係
る許可を除く。）を受けた事業年度から三事業年度以内
に積み立てられるべき商品取引責任準備金の金額は、同
項第一号中「に事故率（当該事業年度開始日前三年以内
に開始した各事業年度における事故（第一百十二条に規定
する事故をいう。）による支払額（商品取引員が、専門

（新設）

（新設）

ホ
（同上）
（新設）

知識及び経験を有する者（第百七条で定める者をいう。以下この条において同じ。）から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品取引員の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額の、法第二条第八項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品取引員が、専門知識及び経験を有する者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「の十万分の三に相当する金額」と、「当該いずれか大きい金額」とあるのは「当該相当する金額」と、「事故率に二を乗じて得た率と万分の一とのいずれか大きい率」とあるのは「十万分の六」と、「に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「の十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「の十万分の三に

相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の万分の三に相当する金額」とする。

(商品取引事故)

第一百十二条 法第二十二一条第二項の主務省令で定める事故は、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表者等が、当該商品取引員の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

(削る)

- 一 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行うこと。
- 二 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 三 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- 四 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。
- 五 その他法令に違反する行為を行うこと。

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第一百七十七条 法第二十二一条第二項の規定により商品取引員は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、主務大臣に提出しなければならない。

(商品取引事故)

第一百十二条 法第二十二一条第二項の主務省令で定める事故は、商品市場における取引等の受託につき、商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、当該商品取引員の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

- 一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により商品市場における取引等の受託を行うこと。
 - 二 顧客の注文内容について確認しないで、商品市場における取引等の受託を行うこと。
 - 三 取引の条件及び相場の変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。
 - 四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- (新設)
- 五 (同上)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第一百七十七条 (同上)

一 六月ごとに様式第一号により作成した純資産額に関する調書及び会社計算規則第九十一条の規定により作成した株主資本等変動計算書 調書の作成日から三月

二 〇四 (略)

2 (略)

3 商品取引員は、第一項第一号に規定する株主資本等変動計算書を作成する場合には、前事業年度末残高、当調書作成期間変動額及び当調書作成期間末残高の区分に応じて記載をしなければならない。

(補償対象債権の評価方法)

第三百三十六条 法第三百六条第一項の主務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

二 補償対象債権に係る委託者資産が金融商品取引所(外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第二条第十三号に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。))が発表する当該公告をした日の気配相場又は、その日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終価格のうち、委託者保

一 六月ごとに様式第一号により作成した純資産額に関する調書 調書の作成日から三月

二 〇四 (略)

2 (略)

(新設)

(補償対象債権の評価方法)

第三百三十六条 (同上)

一 (略)

二 補償対象債権に係る委託者資産が証券取引所(外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の証券取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、証券業協会(証券取引法第二条第十三号に規定する証券業協会をいう。))が発表する当該公告をした日の気配相場又は、その日前における直近の日の当該証券取引所における最終価格のうち、委託者保護基金が指定するもの)に基づき算出した金額

護基金が指定するもの)に基づき算出した金額

三 補償対象債権に係る委託者資産が店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会(当該店頭売買有価証券が二以上の認可金融商品取引業協会に登録されているときは、委託者保護基金が指定する認可金融商品取引業協会とする。)が公表する最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該認可金融商品取引業協会が公表した最終価格)に基づき算出した金額

四 (略)

別表第四 (第九十九条関係)

1	(略)
2	(略)
備考	
1	(略)
(1)	(4) (略)
(5)	金融機関等 次に掲げるものをいう。
イ	(略)
ロ	金融商品取引業者
ハ	金融商品取引業者に準ずる指定国(金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を

三 補償対象債権に係る委託者資産が店頭売買有価証券(証券取引法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会(当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されているときは、委託者保護基金が指定する証券業協会とする。)が公表する最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格)に基づき算出した金額

四 (略)

四 (略)

別表第四 (第九十九条)

1	(略)
2	(略)
備考	
1	(略)
(1)	(4) (略)
(5)	(同上)
イ	(略)
ロ	証券会社
ハ	外国証券会社

定める件（金融庁告示第五十九号）第一条第四号の指定国をいう。以下この表において同じ。

（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

ニ 国内の金融機関（金融商品取引業者等に関する内閣府令第八十四号第一項第三号ハの金融機関をいう。以下この表において同じ。）

ホ 国内の金融機関に準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本比率基準の適用を受けている者に限る。）

ヘ 銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）

ト 銀行持株会社に準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本比率基準の適用を受けている会社に限る。）

(6) 指定格付を付与された者 本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に指定格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第一条第五号の指定格付をいう。以下この表において同じ。）が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において指定格付と同等の格

ニ 国内の金融機関（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）第三条第一項第三号ハの金融機関をいう。以下この表において同じ。）

ホ 指定国（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第一項第六号の指定国をいう。以下この表において同じ。）（日本国を除く。）の金融機関（自己資本比率基準の適用を受けている者に限る。）

ヘ 指定国の外国証券業者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

（新設）

(6) 指定格付を付与された者 本格付又は予備格付の別を問わず、長期優先債務（これと同視し得る債務を含む。）に指定格付（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第四項の指定格付をいう。以下この表において同じ。）が付与されている者をいい、会社格付又は保険金支払能力格付において指定格付と同等の格付が付与されている場合には、指定格付を付与されているものとみな

2
5 (7)
5 (11)
(略) (略)

付が付与されている場合には、指定格付を付与されているものとみなす。なお、指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、指定格付を付与されたものとみなす。

2
5 (7)
5 (11)
(略) (略)

す。なお、指定格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が指定格付以外の格付を付与されている場合を除き、指定格付を付与されたものとみなす。